

調査Ⅲ 新たな制度に関する意見について

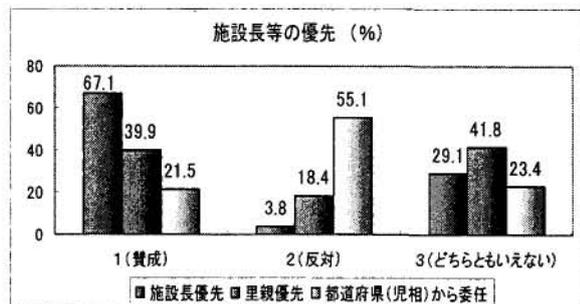
- 親権制度研究会報告に基づき、親権制限のあり方について、各児童相談所（長）の考え方を調査した。

Ⅲ-1-1~3

施設入所等措置中の施設長等の優先について

グラフⅢ-1

N=158



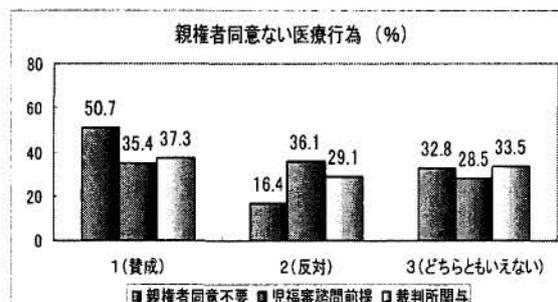
- 親権と施設長（里親）等の権限との優先関係について質問した。施設長については約67%の児童相談所長が「賛成」であった。里親については約40%の児童相談所長が「賛成」であった。「どちらともいえない」が一番多く約42%であった。一旦、都道府県（児童相談所）の権限とし、都道府県（児童相談所）から施設や里親へ委任する形については、「反対」が一番多く約55%であった。
- 注目すべきは、施設長と里親を同様に扱うことについて判断が異なったことである。自由記述では、「法人としての施設長と、個人としての里親との扱いは異なるべき」との意見があった。また、「里親は、その処遇内容が個々に異なるため、チェックや指導が難しい」点も指摘されている。さらには「里親へは児童相談所の適切な関与・支援が必要」との意見が主なものであった。
- 「反対」が多かった都道府県（児童相談所）の関与は、虐待対応等に忙殺されている児童相談所の現状から、業務量が限界に近く、さらに新たな業務を担うことは無理だと判断している児童相談所長が半数以上いたということであろう。

Ⅲ-1-4

施設入所等措置中の児童の医療について

グラフⅢ-2

N=158



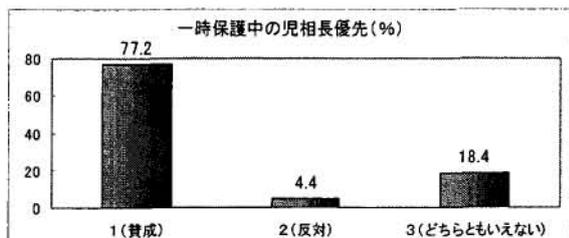
- 子の福祉、権利擁護の観点から、必要な医療（入院、服薬、手術、輸血）等については、施設長（里親）や児童相談所長の判断でできるようにすることの考え方を質問した。研究会報告書では、事实现為、法律行為として考え方が整理され、事实现為とすれば、親権者の同意がなくとも入院手術が可能とする見解が示されている。
- 子の福祉のために必要と認められれば、特に親権者の同意は不要とする意見が半数の約50%。
- 児童福祉審議会等の意見を聴くことを前提とする考え方は、「反対」が「賛成」を上回った。これは迅速性を考慮した場合、審議会への諮問では対応できないとの意見と思われる。意見が拮抗しており、必要な医療の内容によっては審議会等の関与が全く意味を成さない、ということではない。
- 裁判所の決定に拠るとしたものは、「賛成」が約37%であった。自由記述では、損害賠償制度や保険制度の未整備（不備）を指摘し、司法関与の担保が必要であるとの意見があった。
- 調査Ⅱによる医療ネグレクトの件数は、平成20年度、21年度とも、1児童相談所3件、と件数自体は多くない（件数補正しても年間4件程度）。
医療ネグレクトへの対応は、親権喪失宣告請求と保全処分申立てにより、近年、迅速な決定（1日という例もある）がなされるようになってきている中で、「どちらともいえない」と回答した児童相談所長が約34%あった。
親権者とのトラブル対応や損害賠償への、安心できる体制作りが必要と考えている、という実態と理解できる。

Ⅲ-2-1

一時保護中の取り扱い

グラフⅢ-3

N=158



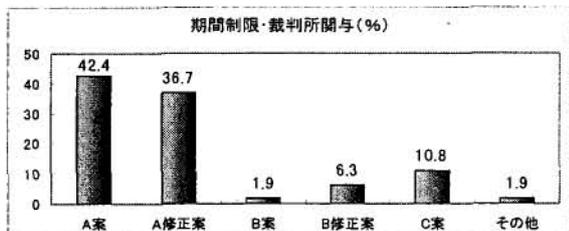
- 一時保護中の児童に対し、児童相談所長の権限が親権に優先する取り扱いについての質問である。
- 一時保護中については、親権と児童相談所長との権限関係の規定が存在しないことから、児童相談所長の権限を優先させることに「賛成」の意見が多く、約 77%にのぼった。「反対」は約 4%、「どちらともいえない」は約 18%であった。

Ⅲ-2-2

一時保護期間の制限や裁判所の承認行為について

グラフⅢ-4

N=158

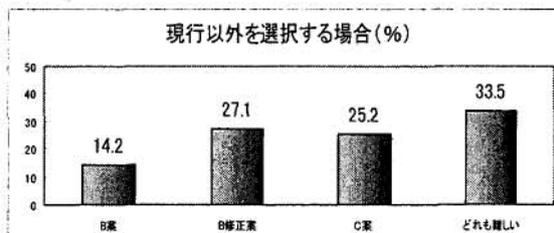


- 一時保護の期間制限や、一時保護に際しては裁判所の承認を必要とする考え方についての質問である。
- A 案及び A 修正案については、約 79%の児童相談所長が、「現行のままがよいとする意見 (A 案「現行」及び A 修正案「2 ヶ月を超える要件の明確化」)」であった。

Ⅲ-2-3

グラフⅢ-5

N=155



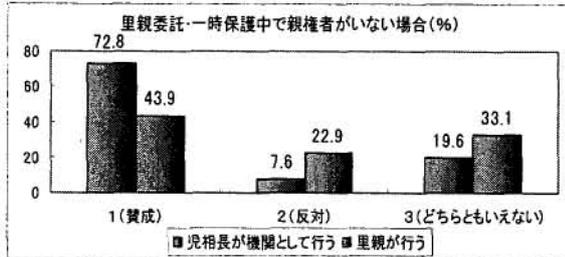
- 「親権制限」という権利制限を行う制度であれば、児童相談所長の判断・権限だけで実施できる現在の一時保護制度では、国民の納得を得ることは難しい側面があると思われるため、あえて A 案及び A 修正案を除いて選択してもらった。
- 「B 案」は、法第 28 条の申立までの期間を区切り、親権者の意に反する場合は家裁の承認による施設入所等の措置をとる必要があるとするものである。しかし、援助方針の決定から審議会への諮問、申立書の作成まで 2 ヶ月以内で完了させることは非常に困難であり、期間の定め方によっては現実にそぐわないものになってしまう。また、必要な一時保護がなされなかったり、強引な家庭引取りに応じてしまうなど、子の福祉が守られない場合が想定できることから、B 案の選択は約 14%と低い割合であった。
- 「B 修正案」は、28 条申し立てまでの期間を延長する場合に家裁の承認を要するとするものである。現在も一時保護が 2 ヶ月を超える事例があり、また措置施設の空きがない場合があることから、そのたびに承認手続きが必要となると、児童相談所の事務量の増となる。しかし負担感はあるものの約 27%と三案の中では一番ポイントが高かった。
- 「C 案」は、簡易手続きにせよ、同意がない全件数の事務手続きを行う必要があるため、約 25%であった。
- 「B 案及び B 修正案」で見ると約 41%と多くなるが、どれも難しいとした意見が 33%あった。先に述べたように、児童相談所の業務量や体制を考慮した場合、どうしても対応が難しいと考えざるを得なかったためと思われる。
- 「どれも難しい」と選択した自由記述には、一時保護は一時的なものであり異議があれば行政訴訟で事足りる、今以上の時間的・事務的負担が生

じるものは賛成しかねる、等の意見があった。

Ⅲ-3-1~2

親権を行うものがない子の監護

グラフⅢ-6 N(3-1=158 ; 3-2=157)

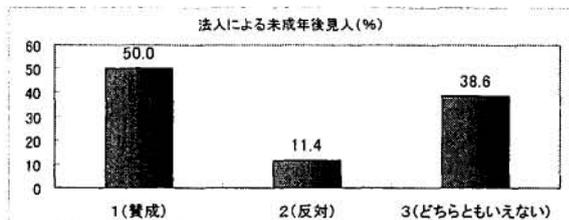


- 児童福祉法第 47 条により、児童養護施設の長は親権者がいない場合も、親権を行うことができるが、里親委託中児童や一時保護中の、親権者のいない児童についての規定はない。従って、今回、こうした児童への対応が課題となっている。
- こうした児童への対応は、児童相談所長が機関として親権を行うことに「賛成」が約 73%であった。「一時保護中の児童相談所長の優先(質問Ⅲ-2-1)」の項目と同様の考え方と言える。第 33 条の 8 の規定により、未成年後見人の申立てを行う立場であり、在宅ケースについては、児童相談所長が、未成年後見人があるに至るまでの間親権を行うことになっていることから、違和感はなかったものと推測できる。
- 里親の場合は「賛成」の割合が約 44%と、児童相談所長と比べれば少なかった。「反対」は約 23%である。里親については、やはり「施設長等の優先(質問Ⅲ-1-1)」と同様の考え方が示されている。

Ⅲ-3-3

法人による未成年後見人

グラフⅢ-7 N=158

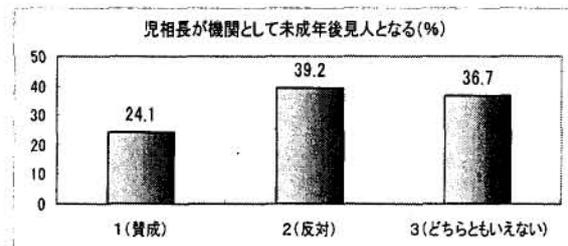


- 法人を未成年後見人に選任できるようにすべきか否かを質問した。
- 半数の 50%が「賛成」との意見である。中でも、成年後見制度の場合は法人で可能となっていることから同様にすべき、ふさわしい法人があれば賛成、法人の適格性を法上しっかりと規定すべき、との意見があった。
- 「反対」は約 11%であった。未成年後見人の要件をみたく個人を選任すれば事足りるとするものや、責任が不明確・あいまいになる、との指摘があった。また、児童が措置されている社会福祉法人であっても必ずしも児童の利益と一致するとは限らない、との意見があった。
- 「どちらともいえない」が約 39%であった。ここでも「法人の適格性」に関する意見が多く、第三者評価等のチェック機能の必要性が指摘されていた。

Ⅲ-3-4

児童相談所長が機関として未成年後見人に選任できるようにすることについて

グラフⅢ-8 N=158



- 未成年後見人の確保が課題となっていることから児童相談所長が、機関として未成年後見人になることについて質問した。
- 「賛成」が約 24%、「反対」が約 39%と、反対賛成が上回り、「どちらともいえない」が約 37%であった。
- 賛成意見では、公的機関が責任を持たざるを得ないこと、手続きが簡易になること、また、継続性があること、等の意見があった。
- 反対意見では、市(区)町村長が関与し、親権を行うようにすべき、児童相談所長が家裁の監督に服するのは適当でない、人事異動が頻繁であることや児童相談所長に権限が集中しすぎることを懸